

令和8年度第1回長野県人権政策審議会 議事録

日 時：令和8年7月10日（金）10時00分～11時40分

場 所：議会棟第一特別会議室

出席者

委 員：安部宏美、伊藤芳子、栗原岳史、志津千代子、清水稔、
高島陽子、田原茂樹、宮井麻由子、和田浩（敬称略、五十音順）

長 野 県：企画振興部、県民文化部、健康福祉部、産業労働部、
教育委員会事務局、警察本部警務部
県民文化部（事務局 人権・男女共同参画課）

1 開 会

（唐澤課長補佐）

それでは、定刻になりましたので、ただいまより「令和8年度第1回長野県人権政策審議会」を開会いたします。

議事に入るまでの間、進行を務めます人権・男女共同参画課の唐澤と申します。よろしくお願いいたします。以降、着座にて失礼いたします。

初めに、本審議会については、配付しました委員名簿に記載の10名の方に委員をお引き受けいただいております。任期は、令和8年4月1日からの2年間です。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議は、委員10名のうち9名に御出席をいただいております。よって、委員数の過半数を超えておりますので、長野県附属機関条例第6条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

2 挨 拶

（唐澤課長補佐）

それでは、開会に当たり、小池県民文化部長から御挨拶を申し上げます。

（小池県民文化部長）

皆様、おはようございます。長野県県民文化部長の小池でございます。この4月から部長

に着任いたしました。皆様方には、日頃から県の人権政策に限らず、県政の様々な分野におきまして御協力を賜っておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

本日は、委員の改選後初めての人権政策審議会となります。前期から引き続きの委員の皆様、そして今回新たに委員をお引き受けいただいた皆様、それぞれ来年度末までの任期となりますけれども、幅広い視点で人権政策につきまして御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この審議会では、昨年度中に長野県人権尊重の社会づくり条例につきまして、熱心に御審議いただきました。皆様方の御審議のおかげをもちまして、この6月県議会で条例案を可決いただき、予定としますと来週7月13日の公布・施行ということで進めております。

県議会、そしてその審議の中で、今日は高島県議さんにもおいでいただいておりますけれども、この人権政策審議会でも極めて質の高い御審議をいただいたということが県議会においても非常に評価されまして、よい条例ができたということで、評価をいただいたところでございます。

当初は理念条例ということで諮問をしていたところですが、審議の途中で、より実効性のある救済措置が必要だということで、非常に熱心な御審議をいただいたところでございます。来週公布・施行ということになりますので、我々もこの条例をつくったからには、長野県の人権施策、そして人権救済というものがより実効性の高いものとなるよう、しっかり準備して進めていきたいと考えておりますので、またそちらの状況についても、皆様方にしっかり見ていただこうと思っております。

本日は、後ほど諮問をいたしますけれども、第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画について諮問して御審議をいただく予定としております。この7月に、私、たまたまテレビを見ておりましたら、犯罪被害者支援をテーマにした民放のドラマが始まって、先週の火曜日に第1話ということでちょっと見てみました。

そうしたら、警察の犯罪被害者支援窓口の刑事さんと、そこへ派遣されてきている臨床心理士の2人がバディを組んで、犯罪被害者支援に取り組むということですが、こういったものがテーマになってドラマとして放送されるというのは、世の中の関心も期待も高まってきているんだろうということを感じました。

そういった中で、これから我々として、犯罪被害者支援の計画をつくっていくということでもありますので、またこちらの人権政策審議会の皆様方の御議論というのも極めて重要なものになってくると考えております。

そういったことを含めまして、今後皆様方には様々な視点で御議論いただくことになります。我々としても、しっかりとした資料を提供して、皆様方の実質的な審議に資するようなことを考えてまいりたいと思っておりますので、これから忌憚のない御意見を賜りまして、今後とも本県の人権政策の推進に一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

(唐澤課長補佐)

それでは議事に入ります前に、本日は委員改選後初めての審議会となりますので、それぞれ一言ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。お手元にお配りしてあります委員名簿の順番に従いまして、安部委員より、よろしくお願いいたします。

(安部委員)

安部宏美です。よろしくお願いいたします。私は、地球人ネットワーク in こまがねという、地域に住む外国の方と一緒に活動したり、日本語教室をしたりする活動を20年前からやっております。

昨年度までは、社会福祉士として駒ヶ根市の地域包括支援センターで、特に認知症の施策の相談や対応をしておりました。もう一つ、大変興味がありますのが、私が過労死の遺族で、息子を過重労働が原因で亡くしておりまして、過労死防止の活動もしております。

初めてなので緊張しておりますが、皆さん、よろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

伊藤芳子と申します。長野県社会福祉士会の立場で参加させていただいております。池田町の職員を退職後、現在はフリーランスの社会福祉士としていろいろなところに顔を出させていただきながらやっています。

その一つとして、県のほうから社会福祉士会が受託しております子どもの意見表明等支援員ということで活動もさせていただいております。よろしくお願いいたします。

(栗原委員)

皆さん、こんにちは。私は佐久で弁護士をしております栗原と申します。よろしくお願いいたします。私、今年で19年目になるかと思いますが、ずっと佐久で弁護士をしております、弁護士になった当初から人権擁護委員会という委員会に属してそのまま19年やっているとということもありまして、こういった人権問題に対してはそれなりに関与はしてきたかなというところではあるんですが、今回参加されている皆さんの名簿の略歴等を拝見いたしますと、様々経験されている方ばかりで大変恐縮しているところです。できる限り頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(志津委員)

こんにちは。今年度より委員を務めさせていただきます志津千代子と申します。私は長い

間、高校の現場、あるいは教育委員会事務局等で務めさせていただきまして、現在は信州大学で教職を目指す学生の皆様に教職について教えたり、あるいは教職に就きたいという学生の支援を行っております。教育現場を経験してきた者としての視点から、何かお役に立てればと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(清水委員)

清水稔と申します。今回からお世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。私は、長野県同和教育推進協議会で、今まで「あけぼの」という人権教育の冊子をつくる仕事をしてきました。それから、NPOですが、クリオン虹の基金と言いまして、ハンセン病回復者の伊波敏男さんがフィリピンの医療従事者の支援のためにつくった基金ですが、そちらの理事もしております。

今まで、人権教育のほうを学校現場等で取り組んできた経過もありますが、そういったことでどこかで役に立てればありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(高島委員)

こんにちは。県議会の議員の1人であります高島陽子と言います。この審議会には、県議会の代表ということで参画しておりまして、昨年から2年連続という形になりますが、また今回条例が一つ策定されたことによって、次の段階に進むということで、皆様とまた気持ちを一緒にして取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(田原委員)

田原茂樹と言います。長野県人権擁護委員連合会の事務局長を担当しています。今年からお世話になります。よろしくお願いいたします。

(宮井委員)

安曇野で弁護士をしております宮井麻由子と申します。前任期から引き続きとなりましたが、前任期の際に、条例づくりの議論をしていて、委員の皆様の御発言を聞いて大変勉強になったと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

(和田委員)

飯田市にあります健和会病院で小児科の医師をやっております和田と言います。子どもの貧困の問題、それから虐待、DV、不登校、発達障がい、そういうようなことを抱えた親子がたくさん来ますので、そのようなことを取り組んでおります。よろしくお願いいたします。

(唐澤課長補佐)

委員の皆様、自己紹介、ありがとうございました。

次に、県側の出席者ですが、小池県民文化部長以下、県関係出席者名簿のとおりでございます。

本日の日程でございますが、進行は次第に沿って進め、終了をおおむね12時としておりますので、円滑な進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、審議会の運営方法について確認させていただきます。

審議会は、原則公開で行います。本日も傍聴席等、報道の皆様がいらっしゃっておりますので、御承知おきください。

審議会の議事録につきましては、事務局で公表用の案を作成した後、委員に内容を御確認いただきまして、修正の上、会議からおおむね1か月以内に県ホームページで公開することといたしますので、よろしくお願いいたします。

4 会長及び職務代理者の選出

(唐澤課長補佐)

それでは、会長及び職務代理者の選出についてお諮りしたいと存じます。

会長に関しましては、条例第5条第1項の規定により委員が互選することとなっております。会長の選任について御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(高島委員)

事務局のほうで御提案があればお願いしたいと思っております。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございます。ただいま高島委員から、事務局の提案という御意見がございました。皆様、よろしいでしょうか。

<「はい」の声あり>

(唐澤課長補佐)

それでは、事務局案といたしまして、栗原岳史委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

(唐澤課長補佐)

それでは、委員の皆様から御賛同をいただいたということで、栗原委員に会長を務めていただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、栗原会長におかれましては、会長席へ御移動いただきますようよろしくお願いいたします。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございます。

では、会長から御挨拶をいただいてから、会議の進行をお願いしたいと思います。

(栗原会長)

ただいま、皆様の御推挙によりまして、会長職を担うことになりました弁護士の栗原と申します。なにぶん不慣れですので行き届かないところも多々あるかと思いますが、精いっぱい務めてまいりたいと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

本審議会は、本県、長野県の人権政策に関する重要事項について調査審議をするために設置されております。活発な審議会となりますよう、委員の皆様から忌憚のない御意見を、ぜひいただきまして、充実した会にしたいと思います。簡単ではございますが、会長就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。では、着座にて失礼します。

それでは、会議を進めさせていただきます。

議事に入る前に、条例第5条3項の規定によりまして、会長職務代理者を会長が指名するとされておりますので、私から指名させていただきます。会長職務代理者には、伊藤芳子委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

(伊藤委員)

ただいま御指名いただきました伊藤芳子です。微力ながら、この審議会のために、何よりも県民のために力を出せればと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

(栗原会長)

伊藤委員、ありがとうございました。

5 議 事

「第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画」の検討について

(栗原会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、委員各位に申し上げます。議事録作成の都合上、発言の際は氏名をおっしゃってから発言いただくようお願いいたします。

初めに、当審議会に対して、「第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画」の検討について、知事から諮問がございます。

それでは、お願いします。

(小池県民文化部長)

長野県人権政策審議会会長、栗原岳史様。長野県知事、阿部守一。

第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画の検討について諮問いたします。

本県では、犯罪被害者等基本法及び長野県犯罪被害者等支援条例に基づき、令和4年度から5年間を計画期間とする長野県犯罪被害者等支援推進計画を策定し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪形態の多様化や誹謗中傷等による二次被害の発生などの状況の変化、犯罪被害者等の支援ニーズの変化を踏まえ、引き続き関係機関との連携強化や、途切れのない支援の充実等の施策を推進していく必要があります。

つきましては、現行計画に基づく施策の成果と課題を検証し、犯罪被害者等に寄り添った支援を一層推進するため、令和9年度を初年度とする第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画を検討したく、長野県附属機関条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

よろしくようお願いいたします。

(栗原会長)

頂いたします。

< 諮問文手交 >

(栗原会長)

確かに承りました。ただいまの諮問文の写しを、各委員にお配りします。

それでは、まず、第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

(資料1～資料5に基づき事務局から一括して説明)

(栗原会長)

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、委員の皆様から、第2次計画の

策定について御意見をいただきたいと思います。

本日は、最初ということもありますので、計画全体の方向性や現時点での課題認識、懸念事項、今後検討すべき論点などについて幅広く御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

御発言のある方は、挙手をお願いしたいと思います。

最初ですし、第2次計画の策定についてもそうですけれども、今御説明いただいた第1次計画に対しての意見や感想、そういったことも含めて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

安部委員、お願いします。

(安部委員)

質問ですが、県民の理解の増進のところで、学校での「命の大切さを学ぶ教室」を開講されたということで、1年目は万を超える数だったと思いますが、その後がすごく少ないなと思います。それはどういった状況からそうなってしまったのでしょうか。

(片桐人権・男女共同参画課長)

現状の数字として御報告申し上げましたけれども、その数字の減少の要因については調査し切れておりません。次回の審議会には確認して、御回答させていただきたいと思います。

(栗原会長)

ほかはいかがでしょう。

高島委員、お願いします。

(高島委員)

二つお願いします。一つは、すみません、聞き漏らしてしまったかもしれませんが、今回新たに次の段階に進むためのこの審議会での検討のスケジュールみたいなものがもし分かれば、つまり、今日の段階でどこまで何をして、次の審議会はいつ頃開催するのかという見取り図がないと、今日どんなところまで発言していいのかなと思いますので、もし事務局のほうであれば、スケジュールをお示しいただきたいです。

もう一つは、県が条例化して、県内の市町村では全て制定されたということになっていますが、いろいろな手続上、この市町村の条例との関係ということについて、例えば、見舞金やいろいろな対応で重なったりするところもあると思うんですが、この辺については、どのようになっているかお示しいただきたいと思います。

(片桐人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。まずスケジュールにつきましては、後ほど詳細を御説明しようと

思っておったのですが、今年度は現行計画の最終年ということですので、切れ目のない計画推進をしたいという事務局の思いがございまして、来年３月までには計画を策定したいと考えてございます。

もう一つ、市町村との関係ですが、それぞれ県は県として、市町村は市町村として制定目的がいろいろ違っていく中でも、その犯罪被害者支援という目的は統一のものでございます。それに基づく支援等につきましては、例えば見舞金ですとか、そういったものについては、県と全ての市町村におきまして併給が可能といった形にしてございます。県・市町村と一体とした支援を行っているような状況でございます。

以上でございます。

(栗原会長)

ありがとうございます。

では、和田委員、お願いします。

(和田委員)

幾つかありますが、一つは、資料2-1の２ページ（３）のところに一時避難場所・宿泊料の公費支出とあります。大体２泊ぐらいの方が多いみたいですが、この方たちは、その後どうなったのでしょうか。２泊ぐらいで済むのだろうかと思ったんですが、どうでしょうか。

(警察本部警務部広報県民課 丸山犯罪被害者支援室長)

長野県警察本部の犯罪被害者支援室の丸山と言います。よろしく願いいたします。公費支出の関係につきましては、県警の施策で行っているものでありまして、原則３日間ということですが、これは事件が発生して一時的に検証をしなければならないとか、現場に立ち入ったりしてはいけないというようなことがあって、被害者の方が住むことができないという状況であります。そういったことを基本的には想定しておりまして、そういうときに親戚の家に行ってもらとか、お友達の家に行っていただくとか、新しい住居を探すための期間というわけではなくて、そういったちょっとした本当に緊急的なものというような考え方で、公費支出をさせていただいております。

ただ、原則は３日ですが、かといって事件があつてそこにお住まいすることがずっとできないということに関しましては、１週間なり、１０日なりと、今までも延長させていただいたことはありますので、そこら辺は被害者のニーズに応じたことができるように配慮してございます。

以上です。

(和田委員)

ありがとうございます。続けてですみませんが、資料４の３ページ、左下に「遺族給付金

の支給最低額の見直し推移」とあり、確かに随分増えているのですが、これは1件当たりの額ということでしょうか、1人当たりではなくて。

(警察本部警務部広報県民課 丸山犯罪被害者支援室長)

遺族給付金の関係につきましては、犯罪被害者等給付金制度というのがございまして、こちらのほうで支給になってございます。犯罪被害者1人につきお幾らという形でお支払いになりますので、1事件につきではなくて、一人一人に関して御遺族に給付するという形になります。

(和田委員)

家族全員に1人当たりこれだけの額ということですか。

(警察本部警務部広報県民課 丸山犯罪被害者支援室長)

そうではなくて、順位遺族というものがございまして、例えば御夫婦の中でお子さんが2人いて、旦那さんが亡くなってしまったということであれば、奥様が第一順位遺族になるので奥様にだけお支払いする。もし奥様が、離婚されたり、亡くなられているようであれば、お子さんが2人いれば、そのお二人に対して、そのお一人分を半分ずつお渡しするというような形になります。

(和田委員)

そうすると、1件についてこの額ということですね。分け方はいろいろだけれども。

(警察本部警務部広報県民課 丸山犯罪被害者支援室長)

犯罪被害者、つまり亡くなった方1人のという形です、事件ではなくて。

(和田委員)

それと、資料1-1の6ページ、性暴力被害が149件ということで、過去最多となっていますが、これは感想ですが、本当に氷山の一角だと思います。実は先日も発達障がいや不登校、不眠、イライラするとかで、ずっと私が見ていた子が、実は小学校の低学年のときに性暴力を受けたということを話してくれました。このことを人に話すのは初めてで、お母さんにも言っていないというようなことでしたが、そのぐらい表に出てこないし、たぶん小学校低学年だと何が起ったのかよく分からない。しばらくたって、あれは性暴力と言われるものだと気づいたということだと思いますが、そういうような我々が把握していない性暴力というのがものすごくたくさんあるはずだと思いますし、そういう方たちの相談に乗るのは、ものすごく丁寧にやる必要があると思いました。

以上です。

(栗原会長)

和田委員、ありがとうございました。最後の話は、私も仕事でもちょこちょこ遭遇することはありませんが、こういった問題の掘り起こしというか、どのようにサポートしていくのか、本当に難しい問題ですが、今回の策定に当たっても、ぜひ検討していく必要はあるかと思っています。

では、志津委員、お願いします。

(志津委員)

勉強不足で大変申し訳ないんですが、この「犯罪被害者等」という形で、この「等」という言葉が添えられている条例文を見ますと、「犯罪被害者等」が意味するのは、「犯罪等により罪を被ったもの、またその家族、またはその遺族を言う」と書かれています。私が学校にいて感じるところは、加害者のお子さんでありますとか、あるいは加害者の高齢の両親みたいな方というのは、本人自身は犯罪をしたわけではないんですが、似たような二次被害者ではないかと思っております。このような方たちに対しては、この計画というのは適用されないものなのかということ、また、そういうような方たちはどこに相談に行っているのかというところが、すごく気になっているところではあります。もし何か分かりましたら教えていただければと思います。本当はもっと私が勉強してこななければいけないんですが、申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

(片桐人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。犯罪被害者に対する加害者の側、加害者を取り巻く皆さんへの支援ということですが、現状を申し上げますと、加害者を取り巻く皆さんに対する支援というのは、この計画の範ちゅうには入ってございません。

相談窓口は、私どもが整備をしている中で、そういった方からの御相談というのは積極的に受け付けてはいないんですけれども、そういった方の関連の相談がある場合は想定され则认为しております。ただ、現状明確な支援体制ができているという状況ではございません。

(志津委員)

ありがとうございます。

(栗原会長)

ありがとうございます。今の志津委員のことは本当にそのとおりで、加害者家族の問題ということで、最近幾らか脚光を浴びるようになったというか、幾らか注目されるようになった気はしますが、今後どのように支援していくのかは難しい問題かと思えます。

宮井委員、いいですか。

(宮井委員)

先ほどの性暴力の被害があっても、それがなかなか実際の支援につながらないということに関連して、やはり学校での教育というのがすごく大事だと思っています。性暴力の加害者にも被害者にもならないための教育ということを、ぜひ検討していただきたいと思います。

性教育なんていうふうに言うと、性感染症のことだったり、避妊のことだったり、もちろん学習指導要領の「はどめ規定」との兼ね合いもあると思いますけれども、ただ、やはり性暴力の発生を防止するということについて、誰も異論のないところなのではないかと思いますし、そのためには、やはり知識がないとこれを防止するということとはできないと思いますので、私自身は、もう保育園・幼稚園のときからできることがあると思っているし、その年代に応じた教育ということをお考えいただければと思います。

(栗原会長)

ありがとうございます。

続いて、清水委員、お願いします。

(清水委員)

一つ目が、先ほど志津委員がおっしゃっていたことに関係するんですけれども、やはり加害者の家族への支援といえますか、そういったところで、なかなか犯罪被害者等の条例の中で被害者のことを考えた場合に、加害者のことに触れていくというのは非常に入れづらいだろうということはよく分かります。

そう思っていたんですが、事件も流動的なところもあるのであれですが、7月1日に東御市で、中学生がお父さんからの殺人未遂ということで、長女とお母さんが亡くなった痛ましい事件がありました。この中学生の男の子のことを思ったときに、完全な被害者ではあるんですが、自分は加害者の家族でもあるといえますか、非常につらい立場に立つだろうと、そんなことを思ったときに、この基本計画の中に、何か児童生徒についてだけでもいいので、支援について何か入るとありがたいなということの一つ思いました。

あと質問ですが、資料2-2の90のところの「高校生への修学支援」ですが、ここに学び直しの支給の実施など、幾つか奨学金みたいな形で支援が載っていて、すごい金額ですごいなと思って見ていたんですが、犯罪被害者の家族に対して何かそういうことで配慮があるのかどうかということがあれば、お聞きしたいと思いました。

(片桐人権・男女共同参画課長)

御質問ありがとうございます。所管課が高校教育課でありまして、担当課が本日不在ですので、また次回の審議会で御返答させていただきたいと思います。申し訳ございません。

(栗原会長)

ありがとうございます。皆さんからいろいろ御意見をいただき、ありがとうございます。

宮井委員がおっしゃったように、教育の問題は大変重要ですし、県・市町村が所管の問題ということにもなりますので、文科省が何と言っても県のほうで頑張っていただけることは、ぜひ頑張っていただきたいと個人的にも思っているところでございます。

加害者家族の問題も本当に深刻で、私も、何らかの形で残せるのであれば、抽象的であっても残したいという気持ちは同じところで考えておるところです。

いろいろ皆さんから御意見をいただいているところですが、いかがでしょうか。

高島委員。

(高島委員)

加害者家族やその親族といった当事者という意味では無視できない存在の人たちが、今の情報化社会の中で大変過酷で苛烈な状況に置かれているということがあります。

最近では、北信地方でたくさんの人たちを殺害したということで、近隣の自治体の中でいろいろな噂が広まりました。また、長野市内でも殺人容疑で逮捕された家族の年老いた親御さんが住居をすぐに移さなければいけない状況になったとか、そういうことがいろいろ入ってきます。

この辺の議論、動向みたいなものを、執行部のほうではどのように受け止めているか、見守っているのか。中途半端な形で盛り込むとかということをしてここで決めたりはできないと思うんですけども、長野県は1994年（平成6年）に松本サリンを経験して、その結果は大変重たかったんですけども、加害者の家族ということで当初は大変な思いはしたけれども、名誉回復とか、権利回復とか、すごく県民としては多くのことを学ぶような機会がありました。そういったことを経験している県だからこそ、加害者の規定というか、何か、犯罪被害者支援の推進計画の中に盛り込めなければ、何かどこかで引き取らなければいけないのかなと感じているんですが、国などの動向を含めて、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

(片桐人権・男女共同参画課長)

ありがとうございます。今までの委員の議論の中でもお話がございましたけれども、あくまでも、今、県条例に基づく推進計画ということで御議論いただいております、そこによる犯罪被害者等というのは、被害者本人とその家族・遺族を指しております、加害者家族というのは現状含まれてございません。

このため、御承知かと思うんですけども、犯罪被害者等支援計画の中心はあくまでも被害者支援ということだと思います。

一方で、委員の皆様からお話をいただきましたように、加害者の家族の皆さんというのも、

本当に誹謗中傷、転居、失業、家族がいじめに遭ったり、深刻な二次被害を受けている場合があると私どももお聞きをしています。

このタイミングで計画に盛り込む、盛り込まないという考えは持っているものではございませんが、やはり人権擁護や孤立防止という観点から、施策を検討する意義はあるのではないかと事務局としては感じているところでございます。

以上でございます。

(栗原会長)

ありがとうございます。今回の犯罪被害者等という支援の範疇だとなかなか難しいのはやむを得ないところかと思えますけれども、私としても、加害者家族の問題は何とかしていきたいという気持ちは強いですし、今回長野県人権政策審議会ということですから、今後の審議のテーマとしても、ぜひぜひ検討していただけるとありがたいと思うところでございます。

そのほか、御意見、御質問等いかがでしょうか。せっかくですから、田原委員、何か感想などありましたらいかがでしょうか。

(田原委員)

今、いろいろな事件が起きている中で、被害者だけでなく加害者の家族の問題、これもとても重い問題だと思います。この中で扱うのかというのは本当に難しいとは思いますが、どこかで考えていかなければいけないなということは感じます。

(栗原会長)

ありがとうございます。やはり加害者家族の問題は、この会の共通認識として、ぜひぜひ重視していただきたいということで確認ができたかと思えます。

様々御意見をいただきまして、だいたい皆さん言いたいことは言えてきていると思いますが、この辺で意見交換のほうはいったん落ち着く形にいたしまして、先に進めていきたいと思えます。

本日いただいた県からの犯罪被害者支援については、多様な課題があると分かりましたし、専門的な見地から、さらに詳細な検討を進めていく必要があるかと考えます。本日いただいた御意見には、政策の方向性ですとか、その支援体制の在り方、さらに整理を要するような論点もございます。第2次計画を策定するに当たっては、このような論点について専門的かつ集中的な検討を行うことが望ましいと考えますので、一つの提案になりますけれども、別途、長野県犯罪被害者等支援条例検討部会で現行の推進計画案を作成した経緯を踏まえまして、審議会と別に検討部会を設置して、そちらで詳細な検討を行うことにしたいと考えますが、いかがでしょうか。

皆さん、うなずいていただいているということで、異議はないとしてよろしいでしょうか。

< 「はい」と声あり >

(栗原会長)

では、異議はなしと認めます。

それでは検討部会を設置することとしまして、具体的な委員案とスケジュール案について、事務局から提案がありますでしょうか。お願いします。

(片桐人権・男女共同参画課長)

これから事務局のほうで具体的な委員案及びスケジュール案をお配りいたしますので、しばらくお待ちくださいませ。

< 事務局より委員案及びスケジュール案配付 >

(片桐人権・男女共同参画課長)

委員名簿案ということで御覧いただいているかと思います。私ども事務局で今考えております第2次長野県犯罪被害者等支援推進計画検討部会の委員の皆様は、こちら6名の方でございます。案としましては、犯罪被害者等支援に関する専門的知見を有する方、関係機関で実務に携わる方、被害当事者の立場の方など、幅広い観点から御議論いただけるように構成させていただいたところでございます。また、こちらの6名の皆様からは、あらかじめ内諾をいただいているところでございます。

また、スケジュール案につきましては2枚目のとおりです。計画策定までの大まかな進め方を整理したものでございます。途中の検討の進め方につきましては、一定の想定をして記載をしておりますが、具体的な方法や体制の在り方につきましては、本日の審議会での御議論を踏まえて整理するものと考えてございます。したがいまして、このスケジュールはあくまでも案として御覧いただき、適宜見直しを前提とするものでございます。

以上のとおり御提案申し上げます。

(栗原会長)

ただいま事務局から検討部会の委員案とスケジュール案について御提案いただきました。御意見等ありましたら、皆さん、よろしくお願いします。

< 発言なし >

(栗原委員)

皆さん、異論なしでよろしいでしょうか。それでは、検討部会について、事務局から提示

された委員案のとおり、またスケジュールについてはスケジュール案のとおりということにしたいと思います。よろしいですね。

<「異議なし」の声あり>

(栗原会長)

では、検討部会をただいまの案のとおり設置することといたします。

本日委員の皆様からいただいた意見につきましては、検討部会において共有していただき、今後の具体的な検討に反映してもらいたいと考えております。引き続き御協力をお願いします。

では、最後に議事全体を通しまして、何か御意見等ありましたらお願いします。

< 発言なし >

(栗原会長)

特に御意見等はないということのようなので、議事をこれで終了いたします。

円滑な議事の進行への御協力、感謝申し上げます。

それでは事務局にお返しいたします。

(唐澤課長補佐)

栗原会長、そして委員の皆様、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これから事務局より進行させていただきます。

6 報告事項

「長野県人権尊重の社会づくり条例」について

(唐澤課長補佐)

続きまして、報告事項に移ります。「長野県人権尊重の社会づくり条例」について、事務局から説明申し上げます。

(報告事項資料に基づき事務局から説明)

(唐澤課長補佐)

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様方より御質問等がございましたらお

願います。御発言のある方は、挙手をお願いします。

(清水委員)

理念条例にとどめないで、SNSやインターネット上での人権侵害などの現状を踏まえて、オンブズパーソンなど、具体的な対応を行える内容となっていて、他県のものとは最近比べてみたのですが、とてもよくできているなということを思いました。本当に担当課の皆さん、短い期間によくつくられたと率直にすごいなと思っています。御苦労さまでした。本当によかったなと思っています。

今後のことですが、二つあって、一つは見直しの期限といいますか、恐らくいろいろ状況が変わる中で、見直しに迫られることが出てくるだろうということで、また今後そのことを考えていかなければいけないということと、自分もそうですが、関わっている人権に限らず、課題以外のことはなかなか自分も知らないです。またこの審議会の中か、どういうふうな形になるか分からないけれども、自分がよく分かっていない他の人権課題についても、この条例を深く学ぶ意味でも、そういった勉強会みたいなものがどこかで機会があればありがたいと、両方ともお願いみたいなことですが、以上でございます。

(片桐人権・男女共同参画課長)

まず1点目の見直しの関係で、御意見ありがとうございます。審議会の中でも見直しの観点で御議論いただいたところですが、人権尊重という理念、概念というのは非常に普遍的なものであるので、あえて見直しの期限を定めずに、条例の制定の際には、例えば附則に明記するとか、そういったことはやらない方向となったとお聞きしております。

ただ、委員さんのお話のとおり、私ども包括的な人権条例を定めている以上、やはり劇的な社会情勢の変化や、情報化の進展の速さですとかを踏まえて、我々も見直しの期間を条例に書いていないからやらないということではなくて、それは社会情勢の変化に対応して私たちもウオッチしながら、見直しの可能性ということは日々探っていくというのは、担当課として必要ではないかと思っています。

もう一つ、今回包括的な理念条例ができたという中で、やはり様々な分野の課題が、今までまさに潜在化していたものが浮かび上がってくる状況はあるかと思いますので、またこの審議会や、人権オンブズパーソンの実施状況等を踏まえまして、勉強会ですとか、御報告の方法を工夫するとか、そういった検討はさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございます。ほかに質問等ございますか。

2期目以上の委員の皆様、御審議に関われた皆様で、また感想みたいなものでも結構ですので、御発言ありましたらよろしく願いいたします。

せっかくですので、時間がありますので、皆様一言ずつ、2期目の委員さんからということとで、まず、伊藤委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

(伊藤委員)

このような条例策定という機会に携わらせていただいて、とても学びになったんですが、やはりこうやってこの審議会の中だけでなく、いろいろな方たちが意見を交換し合う、対話をしていくということが、人権条例が県民にとって実になるものにつながっていくのではないかなと。今日も「教育」という言葉も出たんですが、それが一方的なものではなくて、お互いがキャッチボールできていくような学び等々につながっていく、この条例がその一つのきっかけになったらいいなと思っています。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございます。

では、高島委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

(高島委員)

昨年6回にわたって審議会に参加させていただいたので、おおむね事務局というか、理事者の皆さんからも、私ども議会のほうでもこの意義というものを大変評価していると受け止めておりまして、私もその検討の中に加われたことを本当に光栄に思っております。

直近の6月定例会の中で、様々な議員からいろいろなことを明らかにする必要があるということで、例えば、表現の自由というものをどう捉えて、それに対応していくかとか、オンブズパーソンというものの一つの仕組みは評価するものの、誰がそれを担うかとか、その位置づけについていろいろな議論がありました。動かしていく中で、本当に進められるような、先ほど伊藤委員がおっしゃったような双方向、私たちの審議会でも、また県民の中でも広くいろいろなことが議論されて、人権が本当の意味で守られるように花開いていくことを期待しているところです。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございました。

宮井委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

(宮井委員)

先ほども出ていますように、当初理念条例の予定だったものがこうした具体的な救済制度ができたということについては、私も積極的に受け止めているところです。前任期のときに、条例づくりのさなかでも申し上げたんですけれども、具体的に人権オンブズパーソンへの申し立てがあったときに、一番その申立人と直接やり取りをされるのは、恐らく事務局と

いうか、担当部署の職員さんになると思います。この職員さんの対応が、すごく申立人の心理状態に影響しやすいところなのではないかと思います。この対応を、よりよい対応にするためには、以前もこれは申し上げたんですが、対応される職員さんが、時間的にも体力的にも精神的にも余裕を持った状態で対応するということがすごく大事なことだと、私も日頃の業務を通じて自分自身の反省なども含めて思うので、ぜひ、人員に余裕をもって対応していただきたいと思います。

もちろん、申し立てが何件あるかとか、具体的な対応のボリューム感みたいなものはあらかじめ予測することができないものなのですが、仮に今年度は余剰が出たとなっても、それはあくまで結果論であって、やはり十分な体制であるということが県民にとって必要な経費だという感覚で御対応を考えていただきたいと思います。

ですから、結果として無駄となることをおそれずに、きちんとした十分な人員体制を取っていただきたいと思います。

以上です。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございます。

続きまして、和田委員、お願いします。

(和田委員)

一つは、今、宮井委員が言われたのと同じですが、やはり私も日々いろいろな困難を抱えた親子と接していて、この人に相談するといいよという、その人の肩書きとかではなくて、あの人だったら大丈夫だからというふうに紹介をするわけですね。でも、紹介されて行ったときに、やはり困難を抱えた人たちというのは、自分の状況をきちんと説明することが苦手であったり、ちょっと言ってもうまく伝わらないともう怒って帰ってきてしまったりみたいによくなるわけです。そういう人たちの中には、御本人が発達障がいであったり、境界知能であったり、でも一見普通というような人たちがたくさんいますので、そういう人たちが、ここに行って相談してとてもよかったというふうに思えるように、ぜひしていただきたいし、そのために、今、宮井先生が言われたような、それなりの担当者の配置が必要ということになると思います。

もう一つ、前文が、以前ここで議論していたときは箇条書きになっていたのが文章になって、冒頭のところの一文がとても格調高くていいなと思いました。この議論のときに、最初にどなたか委員の方が、今、人権が非常に危うい状況にあると思うと言われていました。本当に日本国内でも、諸外国でも、人権を頭から否定するようなことも平気で言われています。そういう中で、長野県がこの条例をつくったということは、やはりとても意味のあることではないかと思います。

やはりこういうものをつくるときに、県の担当の方たちの努力は大変なことだと感じま

した。お疲れさまでした。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございました。御審議に参加いただきました委員の皆様の御発言をいただいた内容を踏まえまして、事務局としてもよりよい条例の運用を目指して進めてまいりたいと思います。

ほかの委員さん、そのほか御発言がございましたら、挙手をお願いいたします。

安部委員、よろしくお願いします。

(安部委員)

今までのお話を聞きまして、長野県でこういった条例がつくられたということは本当にとても意義があつていいことだと思っています。せっかく県のほうでつくったものなので、実際の住民などが知ったり、こういったことがあるということや、考えるきっかけというのは、やはり市町村の単位できちんとこれを波及させていただきたいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございます。

ほかに御発言等ございますか。

(志津委員)

とてもすばらしいものができているなと感じております。私も県におりましたときに様々な施策をやりましても、それが全然現場の当事者に届いていないとか、県民に理解されていないというお声をいただいたことがあります。このようにすばらしいものを、どうやって広く県民に周知していくのかということがこれからの課題というか、また事務局のほうで御努力いただくことかと思います。

学校現場は学校現場で、基本的人権の尊重ということは当然学習するわけですが、まずは、全員にこの理念が分かりやすいリーフレットなどを作成されたり、あるいは起こったときの当事者が、ここに相談すればいいんだということを県民誰もが知っているという、そういう状況が生まれればいいなと感じております。またこれからも、御苦勞ですけれどもよろしくお願いしたいと思います。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございました。

では、会長、よろしくお願いいたします。

(栗原会長)

私も本当に感想という形になりますが、今回改めて条例を見させていただきました。先ほど和田委員からもありましたが、本当に前文がかっこいい、日本国憲法のような前文をつくっていただいて、我々法律家としては、大変震える思いというか、素晴らしいものをつくっていただいたと感動しております。

先ほど来話が出ておりますが、救済制度、オンブズパーソンを具体的にこうやって法制化するというのは、本当に大胆な試みだと思います。宮井先生がおっしゃるように、本当にこれから事務局のほうでこの問題をどのように対応していくのか、恐らく多大な御負担をおかけする形になるかとは思いますが、まずこういう形で形をつくったということは非常に重要なことだと思いますので、今後必要に応じて改善等していただくのは必要だと思いますが、大変意義のあるところだと思います。

近年人権が危ういという話は、我々も普段感じるところでして、いろいろな意見があるところですが、国のほうでは、そんなのを刑罰で強制するのかなのかというのも出ていたりして、人権についてこういう形で正面から取り組んでいくものを出すというのは、本当に意義があると思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。感想です。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございます。

では、皆様方からの御意見を踏まえまして、部長から一言申し上げます。

(小池県民文化部長)

ありがとうございます。前段の犯罪被害者支援のところで、新しい視点として、加害者家族の支援というのをお出しいただきました。そういう視点は確かにあるなと思ひまして犯罪加害者支援は幾つか側面があるかと思ひまして今考えていましたが、当然家族に対する誹謗中傷があります。御家族の生活を再建していくというか、確かなものにしていくという、大きく分けると二つ論点があるかと思ひてお聞きしていました。

一つ目の、例えば加害者の家族に対する誹謗中傷だとかという人権侵害は、先ほどからお話しに上っています、今回新しくできた条例で人権侵害を救済するすべができておりますので、そちらで対応はできるのかなと思っています。

もう一つの生活再建、例えば心のケアや経済的な支援というところは、今で言いますと、たぶん一般施策、要するに犯罪被害なり加害でなくても起こり得る心のケア、生活に対するケアでの対応に今はとどまっているかと思ひます。

例えば、市町村は県の保健師さんのメンタルヘルスの取組や、福祉事務所による福祉の相談、就学・就労に関する相談体制、そういったものの対応ということになっています。

ここを一段引き上げて特別に犯罪加害者支援ということで、特にまた計画なり施策などをつくったり、条例化したりということになってくるのは、また違う配慮が必要かと思ひて

います。犯罪被害者支援というのは、法律が平成16年から、その前から給付制度はありましたが、犯罪被害者というものに特別着目して、これは先ほど申し上げている普通の一般レベルの福祉的な対応を超えて、さらに特別な対応として犯罪被害者支援の法律ができて条例ができて、それに基づく計画をつくってというところについては、たぶん世の中の納得感というのが相当高いだろうと思います。

被害者として、社会全体で支えていかなければという社会的な同意というか、納得感があつての特別な対応ということになっていると思いますが、そこに対して犯罪加害者家族に対する支援がどこまでできてくるのかというところは、慎重に見極めてやっていかなければいけないと思っていますので、今回の犯罪被害者支援の計画の中に盛り込むというのは、いろいろなものが一緒くたになってしまうので、また別途の議論が必要かと思っています。

ただ、人権政策審議会ですので、幅広い人権課題について御議論いただくのはもちろん可能ですが、今回の諮問の範囲とはちょっと違う配慮が必要かと思っています。一般施策の中に、犯罪加害者なり、加害者家族に対する支援について、別で検討が必要だという御意見は、たぶん附帯する議論としていただくことは可能だと思いますが、今回の犯罪被害者支援の計画の中では、そのままストレートではないということは今のところは考えておりますので、もちろん重要な課題ですし、今後社会の変化の中でより焦点を当てていくべき課題になってくる、そのときに県としてどういう対応が必要かという予防的な議論としては、人権政策審議会の広い中での議論はいただけたと思いますので、またその辺を切り分けて、私たちがどういう形で皆さんに意見を伺っていくか、いただいた意見をどう受け止めていくかというのは、また別途整理させていただきたいと思っています。

新しい論点として我々も受け止めつつ、議論の方向性だけは少し整理したいと思って発言いたしました。

(唐澤課長補佐)

では、委員の皆さんから、ほかに御発言等ございますか。

和田委員、よろしくお願いします。

(和田委員)

今の加害者家族の件ですが、加害者・被害者とするは加害者側ですが、加害者家族というのは、実は犯罪の被害者ではないだろうか。そうすると、この中で一緒に考えていくのは成り立つのかなとも思ったのですが、また御検討いただければと思います。

(小池県民文化部長)

どういう捉え方かというのはあると思いますので、ありがとうございます。

(唐澤課長補佐)

宮井委員。

(宮井委員)

何度もすみません、宮井です。先ほどの小池部長のお話は、確かに整理としてはそのような整理になると思いますし、現状、犯罪被害者等の中に加害者の家族を含めるのは難しいというのはそのとおりだと思います。ただ、一つ気になるのが、犯罪被害者給付金の制度の中で、被害者が犯罪者の家族であるときの金額を調整するという規定があったかと思います。なので、ここの部分の検討というのは、やはりこの犯罪被害者支援の枠の中に入ってくる問題かと思うので、その点、申し添えたいと思いました。

あと、一般的な加害者家族の問題を犯罪被害者支援の中で取り扱えないというのはもちろんですし、今回できました条例の誹謗中傷の禁止等で対応すべきものというのはそのとおりかと思うんですが、恐らく今日そのことが非常にたくさんの委員の先生から意見が出たのは、やはり加害者の家族であるという属性によって誹謗中傷が容赦のないものになりやすいし、御自身も加害者の家族であるという負い目があることによって支援になかなかつながりづらいという現状を、特に問題視された中での意見なのかなと思いますので、やはりこの問題は非常に重要だと思います。

以上です。

(小池県民文化部長)

少し言葉足らずで、犯罪加害者の家族であることをもって今回の計画から形式的に除外しようという趣旨ではなくて、ただ、犯罪加害者家族というのもいろいろあるだろうと思っています。なので、一緒くたにして議論し始めてしまうと、なかなか難しいだろうと思いますので、例えば犯罪被害者でありつつ、加害者家族である部分もちろんあるし、直接の犯罪とは関係ない部分での被害者という部分もちろんあると思います。その辺をどう整理していくかということは必要だと思いますので、その入口の議論を今後部会の中で御議論いただいて、犯罪被害者にはどこまでが入るのかという範疇を決めてやっていく必要があるということが一つ。

それが犯罪被害者の計画の部分、またそれ以外の部分でそこからこぼれ落ちてしまった人に対してももちろん人権課題というのがありますので、そこに対する支援措置というのは、別で何か特別なものをつくるのか、一般施策の中を充実させていくのかというのももちろんあると思いますが、そちらの検討も必要かと思っています。

犯罪被害者等支援条例と犯罪被害者等計画に対して、加害者家族を全部一緒くたに入れてしまうというのは少し話がぼやけてしまうと思ったので、発言させていただきましたが、入口の定義でどこまで被害者支援とするのかというのと、形式的にたまたま犯罪加害者の家族であることをもって、被害者であることを否定してこの支援の対象としないというところで議論をしていこうと思っているわけではないので、その入口の定義はしっかりして

いきたいと思います。ありがとうございました。

(唐澤課長補佐)

宮井委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御発言等ございますか。

< 発言なし >

(唐澤課長補佐)

では、ほかに御発言がないようですので、以上で報告事項を終了させていただきます。

7 閉 会

(唐澤課長補佐)

それでは、本日予定しておりました内容はこれで全て終了となります。

それでは最後に、市村県民文化部次長より閉会の御挨拶を申し上げます。

(市村県民文化部次長)

本日は、それぞれのお立場から非常にたくさんの御意見を頂戴いたしました。感謝申し上げます。今後も引き続き、県の人権政策につきまして御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

(唐澤課長補佐)

ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和8年度第1回長野県人権政策審議会」を閉会させていただきます。本日はお疲れさまでした。

(了)